



(健Ⅱ322F)
令和2年3月14日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整
に係る留意事項について

今般、標記の件につきまして、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）あて別添の事務連絡がなされましたので取り急ぎご連絡いたします。

本件は、「帰国者・接触者相談センター」から「帰国者・接触者外来」への受診調整にあたり、以下の点についてあらためて周知を図るものであります。

- ・一律に「相談・受診の目安」を適用するのではなく、相談の目安に該当しない方であっても、その方の状況を踏まえ柔軟に判断し、「帰国者・接触者外来」の連絡先等を伝達するなどの運用を行うこと
- ・医療機関から、新型コロナウイルスへの感染の疑いがあるとして相談があった事例については、当該医療機関の判断を尊重し、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行うこと
- ・「帰国者・接触者外来」への受診にあたり、インフルエンザの検査結果が陰性であることを求めるものではないため、医療機関においてインフルエンザの検査を受けていなくとも、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行って差し支えないこと

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対する周知方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

感染症対策担当理事 田中泰之
会長 島田昇二郎

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

「帰国者・接触者相談センター」における「帰国者・接触者外来」への受診調整
に係る留意事項について

「帰国者・接触者相談センター」から「帰国者・接触者外来」への受診調整の流れについては、「帰国者・接触者相談センターへの相談後のフロー」をお示ししているところですが、今般、下記のとおり留意事項をまとめましたので、貴都道府県におかれては、この旨を御了知いただくとともに、「帰国者・接触者相談センター」へ周知徹底を図っていただくようお願いいたします。

記

- ・ 「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」（※）（以下「相談の目安」という。）は、それに該当する方が「帰国者・接触者相談センター」へ相談することを促すためのものです。「帰国者・接触者相談センター」において「帰国者・接触者外来」への受診調整を行う際に、一律に相談の目安を適用するのではなく、相談の目安に該当しない方であっても、その方の状況を踏まえ柔軟に判断し、「帰国者・接触者外来」の連絡先等を伝達いただくなどの運用を行っていただくようお願いいたします。

※ 37.5 度以上の発熱が 4 日以上続く方 等

- ・ 一般医療機関から「帰国者・接触者相談センター」に、新型コロナウイルスへの感染の疑いがあるとして相談があった事例については、当該一般医療機関の判断を尊重し、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただくようお願いいたします。
- ・ 相談の目安では、「インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください」とされていますが、これは、「帰国者・接触者外来」への受診に、インフルエンザの検査結果が陰性であることを求めるものではありません。一般医療機関においてインフルエンザの検査を受けていなくとも、「帰国者・接触者外来」への受診調整を行っていただいて差し支えありません。